

千葉県『スポーツ応援ロゴマーク』使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県『スポーツ応援ロゴマーク』(以下「ロゴマーク」という。)を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別表のとおりとする。

(使用の申込み)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書(別記第1号様式)に記入の上、企画書及び使用者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

(1) 県内市町村が使用するとき。

(2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は無償とする。ただし、2022年3月31日までに許諾を受けたものに限る。

2 2022年4月1日以降に許諾を受けたもの、若しくは、前号に該当するもので、2023年4月1日以降も継続して使用する場合は、『千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領(平成22年12月10日施行)』の規定に従う。

(使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は原則、2022年3月31日までとする。ただし、2022年3月31日までに許諾を受けたものに限り2023年3月31日まで使用することができる。なお、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

- 4 2022年4月1日以降に申込みを行う場合は『千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領（平成22年12月10日施行）』の規定により申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

（使用の許諾）

第5条 知事は第2条第1項による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
- (7) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用許諾通知書（別記第2号様式）、により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 知事は、使用を許諾しないときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用不許諾通知書（別記第3号様式）、により使用者に通知するものとする。

（許諾内容の変更の申込み）

第6条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更申込書（別記第4号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 第5条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(使用禁止及び許諾の解除)

第7条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは「スポーツ応援ロゴマーク」使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 知事は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

(責任の制限)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に知事が定める。

2 本要領は通知なく改定される場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附則

この要領は、平成31年1月15日から施行し、平成31年1月17日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月8日から施行する。

別表 (スポーツ応援ロゴマーク)



第1号様式（第2条第1項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

< 申込者 >

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊟

「スポーツ応援ロゴマーク」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

< 連絡先 >

担当者名・電話番号

< 添付書類 >

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の1（1）から（7）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（7）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

㊦

- 1
 - （1）千葉県の商品性を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - （3）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - （4）「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用しないおそれのあるとき。
 - （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - （6）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - （7）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

- 2
 - （1）許諾された内容により使用すること。
 - （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - （3）「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。
 - （4）原則として物品には「千葉県PRマスコットキャラクターチーバくん」と表記を付すること。
 - （5）原則として物品には許諾番号を付すること。
 - （6）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
 - （7）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

第2号様式（第5条第2項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事



〇年〇月〇日付けで申込みのあった、「スポーツ応援ロゴマーク」のデザイン等の使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県PRマスコットキャラクターチーバくん」と標記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

第3号様式（第5条第4項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事



〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る「スポーツ応援ロゴマーク」のデザイン等の使用については、下記の理由により応じられませんでしたので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第4号様式（第6条第1項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

< 申込者 >

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

㊟

○年○月○日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

第5号様式（第6条第2項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事 印

〇年〇月〇日付けで、申込のあったデザイン等の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「スポーツ応援ロゴマークガイドライン」に従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん」と表記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると知事が認めるものについては、その写真若しくは電子データをもって代えることができる。

第6号様式（第6条第3項）

「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事 印

〇年〇月〇日付けで、申込のあった下記物件に係る「スポーツ応援ロゴマーク」のデザイン等の使用内容の変更について、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第7条第3項）

「スポーツ応援ロゴマーク」使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事 ⑩

〇年〇月〇日付け第 号で許諾した、デザイン等の使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容
- 2 理由